

特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準

1 居宅介護支援事業所が所在する日常生活圏域において、サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満である場合

※日常生活圏域とは、介護保険法第117条第2項第1号の規定により、区市町村が介護保険事業計画において定める区域をいう。

なお、江戸川区は「江戸川区熟年しあわせ計画（老人福祉計画）及び第7期介護保険事業計画」の策定にあたり、日常生活圏域を従来の7圏域から15圏域に見直している。（別紙参照）

2 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合

3 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた居宅サービス計画の件数が1月当たり平均10件以下の場合

4 東京都福祉サービス第三者評価を受審して公表に同意した場合

- (1) 対象となる事業所は、居宅介護支援事業所からの紹介率が80%を超えた法人のサービス事業所で、居宅サービス計画に最も多く位置付けられた事業所とする。
- (2) 東京都福祉サービス第三者評価の有効期間は、評価実施期間最終日（福祉サービス第三者評価結果報告書における事業者の同意日）を起算日とし、起算日が属する判定期間から6期分とする。
- (3) 評価結果が次の条件を満たす場合に限る。
 - (ア) 「標準の評価」を選択した事業者は、【別表】の①の欄に掲げる評価結果であること。
 - (イ) 「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を選択した事業者は、【別表】の①及び②の欄に掲げる評価結果であること。

5 判定期間中に事業所が休止・廃止をした場合

※休止について、当該判定期間中に歴月で1月以上の期間休止した場合に限る。

なお、当該判定期間中に再開した場合は除く。

【別表】

評価項目 対象事業所	① サービス項目《 6-1～6 》		② 利用者保護に関する項目	
	評価 項目数	評価	評価 項目数	評価
訪問介護	16	全ての評価項目で「標準項目 すべてを満たしている状態」	2	全ての評価項目で「標準項目 すべてを満たしている状態」
通所介護	22 (注1)	全ての評価項目で「標準項目 すべてを満たしている状態」	2	全ての評価項目で「標準項目 すべてを満たしている状態」
福祉用具貸与	15	全ての評価項目で「標準項目 すべてを満たしている状態」	2	全ての評価項目で「標準項目 すべてを満たしている状態」

(注1) 入浴介助体制がない事業者については、項目4-3を除いた項目とする。